

那須烏山市版事業復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）誓約書

申請者	住所又は所在地	那須烏山市
	商号又は名称・屋号	
	氏名又は代表者職氏名	印

那須烏山市版事業復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）の申請に当たり、次のとおり誓約します（法人の代表者又は個人事業主本人が確認の上、チェックしてください。なお、1～11、12①～⑦、13①～④のすべてにチェックがつき、かつ、14①～⑨のいずれか一つ以上にチェックがつかないと市版復活支援金の対象になりません。）

（すべてにチェックが必要）

- 1. 令和3年10月以前から売上（事業収入）を得ています。また、今後も事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組みを継続的に行います。
- 2. 申請書類等の記載内容及び添付書類について虚偽はありません。また、提出した確定申告書類は、原本と同じ内容であることを確認しております。
- 3. 売上減少率の算定に際しては、新型コロナウイルス感染症対策として国や地方自治体等から支給された支援金等を除いた金額を用いています。
- 4. 支給要件審査のため、市税の課税状況について調査することについて同意します。
- 5. 支給要件審査のため、那須烏山商工会の加入状況について調査することについて同意します。
- 6. 市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 7. 申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、市版復活支援金の返還等の市の指示に従います。
- 8. 書類の不備等があり、審査機関から申請者へ連絡・確認できない場合や、申請者が必要書類の提出を行わない場合又は関係書類の補正等に応じない場合、その期間が30日間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
- 9. 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要な場合であって、当該審査に必要な限度で支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を、当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- 10. 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 11. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施しています。

裏面に続く

12. 次の何れにも該当しません。

①～⑦に該当しないことを確認の上、チェックしてください(すべてにチェックが必要)

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ②政治団体
- ③宗教上の組織または団体
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する暴力団員の密接関係者又はこれらの者がかかわる事業を行う者
- ⑤既に市版復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）の申請を行っている者
- ⑥感染拡大防止営業時間短縮協力金（第8弾・第9弾・第10弾）の支給対象となった飲食店（時短要請に応じず営業したため、栃木県の営業時間短縮協力金の対象とならなかった飲食店も含まれる）
- ⑦その他、市版復活支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと認められる者

13. 対象月の売上が減少した要因は、次の何れの場合にも該当しません。

①～④に該当しないことを確認の上、チェックしてください(すべてにチェックが必要)

- ①「要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮」や「商材の変更」等の「自らの事業判断」により売上が減少している場合。
- ②たまたま過去に臨時で大きな取引があり、その臨時の取引の売上があった月を基準月にすることで、対象月の売上が減少しているように見える場合
- ③実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常売上を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、売上が減少しているように見える場合
- ④「売上計上基準の変更」や「顧客との取引時期の調整」により売上が減少している場合

14. 対象月の売上が減少した要因は、次の新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少（①～⑥）又は供給の制約（⑦～⑨）の影響によるものです。

①～⑨のうち該当する項目にチェックをつけてください(いずれか一つ以上にチェックが必要)

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少
- ⑥顧客・取引先が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少（※顧客・取引先には他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む）
- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約